

鹿 児 島 県 公 報

令和3年12月3日（金）第266号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|----------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定予定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定予定の通知 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定の解除予定の通知 | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○家畜伝染病の発生 | （畜産課取扱い） | 2 |
| ○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（2件） | （港湾空港課取扱い） | 2 |
| ○令和3年度自衛官の募集 | （危機管理課取扱い） | 4 |

公 告

- | | | |
|--------------------|----------|---|
| ○競争入札の参加者の資格に関する公告 | （管財課取扱い） | 4 |
|--------------------|----------|---|

告 示

鹿児島県告示第1094号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和3年12月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林予定森林の所在場所
熊毛郡屋久島町楠川字折山1103番1・1104番11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1095号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和3年12月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林予定森林の所在場所

曾於郡大崎町野方字東川8623番84, 8623番85

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1096号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年12月3日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除予定保安林の所在場所

指宿市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1097号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和3年12月3日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 高病原性鳥インフルエンザ

家畜の種類 鶏

患畜及び疑似患畜の区分	発生羽数	発生の場所	発生日
疑似患畜	11,000	出水市	令和3年11月15日

鹿児島県告示第1098号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和3年12月3日

志布志港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

1 しゅん功認可年月日

令和3年11月22日

2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田康一

3 埋立区域

(1) 位置

志布志市志布志町安楽字汐掛292番1の土地に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑤の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑤の地点 国土地理院中園四等三角点（北緯31度28分08秒212，東経131度05分00秒714）
から167度58分37秒1, 766.68メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から240度40分42秒11.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から330度54分11秒80.36メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から60度57分45秒10.99メートルの地点

(3) 面積

883.67平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成15年3月28日

指令港第465号

6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

志布志市

鹿児島県告示第1099号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和3年12月3日

志布志港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

1 しゅん功認可年月日

令和3年11月22日

2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田康一

3 埋立区域

(1) 位置

志布志市志布志町志布志3326番及び同町安楽字水溜201番30から同町安楽字外間瀬202番1を経て同町安楽字汐掛294番に至る土地に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び③⑧の地点と②②の地点を結んだ線により囲まれた区域

③⑧の地点 国土地理院中園四等三角点（北緯31度28分08秒212，東経131度05分00秒714）
から168度59分26秒1, 766.74メートルの地点

③⑦の地点 ③⑧の地点から330度50分03秒29.99メートルの地点

④①の地点 ③⑦の地点から60度40分45秒32.95メートルの地点

②②の地点 ④①の地点から150度54分08秒29.99メートルの地点

(3) 面積

988.06平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成9年4月9日

指令港第14号

- 6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村
志布志市

鹿児島県告示第1100号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和3年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和3年12月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目
 - (1) 男子
自衛官候補生
 - (2) 女子
自衛官候補生
- 2 募集期間
 - (1) 男子
令和3年12月1日から令和4年1月14日まで
 - (2) 女子
令和3年12月1日から令和4年1月14日まで
- 3 試験期日
令和4年1月29日
- 4 応募年齢
令和4年4月1日において18歳以上
令和4年6月30日において33歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑266番49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎（国）及び委託病院
大島郡徳之島町亀津7203番地	徳之島町役場及び委託病院
薩摩川内市冷水町字上床539番地2	（予備：陸上自衛隊川内駐屯地）

- 6 応募手続
応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。
なお、志願票は、各市町村において交付する。

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和4年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和3年12月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 調達をする物品等の種類
物品の購入（電気）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることが

ある。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和3年12月3日から同月17日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者でない者

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和4年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。